

第五條 監事は支部長の相談を受け支部長を補佐
なす事

支部會計

第六條 支部には役員又は行司が組合の爲活動費
として本部より金指圖常備金として置き支部長
監事之を處理す、費消金は機關紙に一般に告知
なし月末に計算報告をなし費消金は本部より支
拂ふ事

評議員

第七條 各工場に評議員を置くものとす評議員は
工場内にて一名にても二名にても各工場の意
に罷り組合の爲めに熱心なる人を組織工より選
挙す任期六ヶ月として再選を妨げず補缺の場合
は六點者殘留期間を任期とす名譽職として無給

評議員の仕事

- 第八條 年に二回の定期總會に出席なす事
- 一 會費の責任を負ふ事
但し行司に集金なきしめ組合より集金に來た
る間預る事
- 二 救濟方法の際善く調査なす事
- 三 購買部獎勵なす事
- 四 工場内會員之章を預かる事
- 五 組合の規約を守らしめる事
- 六 組合員移動の場合は會員之章を調査なし支部

長の捺印なきものは組合員にあらざれば廻ら
なす事

七 會員之章紛失の際手續書を差し出し請求すべ
し

廻り行司組合に對する仕事

第九條 臨時集會は行司出席なす事、集會の際
組合より集會の目的報告書に記したれば行司は
工場内組合員の意見を善く聞き評議員に相談の
上責任を以て出席し集會の結果を詳しく報告す
べし會費を月の十四日動迄に集金なし評議員に
預ける事、職工が移動ありたる場合は現住所と
姓名を聞き支部長に二日以内に報告すべし

本部事務所の事務

第十條 組合長は報酬一ヶ月二十圓添附費十圓支
給す、名譽職として就業なし日十五日定休日
と月の内二七の日は事務所午後六時より九時
迄で出席なし組合員に應接なす事、事務員に命
じ組合員一般の事故を處理す、現金出納係を兼
任す

事務員の仕事

第十一條 事務員は月に參回日を決定なし各支部
を訪問なし支部長の捺印を取る事、月初めより
十五日迄で人員を簿調査をなす事十六日より廿
五日迄會費を集金なし二日以内に組合長に納付

すべし、廿五日より月末迄では機關紙を作り會
計調査をなし會計理事に帳簿の閲覧を受け捺印
を受く事購買部を獎勵なす事、公休日月の三日
と十八日雨天翌日、雨天休日は必ず事務所に午
前六時より午後九時迄で出張なす事

會計部事務

第十二條 會計理事は會計一般の事を監督す名譽
職として年俸拾圓を支給す、現金出納は組合長
兼任す、一ヶ月の入用の總算を立て事務所に置
き殘金は評議會にて決定の上銀行に預金なす事
事務所金銭出納簿は一冊にて記す事

第十三條 各役員行司其他組合の爲め集會の日時
を費したる時は、評議員會又は支部長會に依て
決定したる電事、汽車賃相當の辨當料支給な
す事(但し支部長理事監事を除し外工場に一名
より外に支給せず)會計報告は機關紙に依て毎
月告知す、

組合の總會工場の集會細則

第十四條 總會は、評議員半數以上支部長に申込
みたる時は組合長總會の目的を記し一般に報告
なし召集す
三十分遅刻者は個人として五十錢を徴す、當
日の辨當料は支給せず、無届りにて無席者は
工場に請求なし貳圓徴す

第十五條 支部長會は支部長半數以上の賛成を得
組合長の指揮を受け支部長會を開く事
時間三十分遅刻者五十錢を徴す、辨當料支給
せず、無届賦業者個人として金二圓を徴す、
違背者の徴收金は事務所に納付すべし

工場の集會則

第十六條 工場會合の際人寄せにほ後で不服を
云ふ人が多いためから寄せを通知して時間を
三十分遅刻者二十錢無届りにて來た人には五十
錢徴收して徴收金は工場に便つて下さい

友染組合工場内規

- 第十七條 組合員は形弁賃は拂はぬ事
- 一 組合員は評議員行司總會の決議を報告した
る時は善く守る事
- 二 組合員は支部長の捺印なき職工は板橋廻りを
せぬ事
- 三 組合員は工場移轉の際必ず姓名を行司に通知
なし支部長の捺印を取る事
- 四 組合員は工場内の寄り合の際時間を守る事
- 五 罷退者除名者を一般に通知したる時は交際せ
ぬ事

友染工組合救濟則

第十八條 組合員死亡金十圓組合員一人送る
事徒弟死亡金五圓、業務の爲負傷なし不具者と